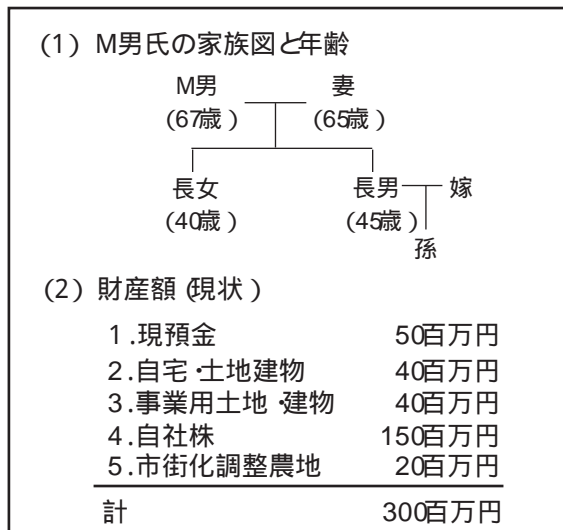


知って得する事業承継のポイント(2)

相続税の仕組みと事業承継問題 遺言の重要性について

松尾 F総合研究所 代表取締役
ファイナンシャルプランナー
日本農業法人協会 研修企画検討委員
松尾俊一郎

1. 相続税の仕組みと事業承継問題について具体的な例で説明しましょう。
農業法人を経営しているオーナーM男氏の家族構成と財産額は、下記の図1の通りです。



財産内容

現預金・現在の現預金 20百万円 + 退職手取金 (相続人の控除後) 30百万円
 自宅土地建物・土地 20百万円 (240㎡まで小規模宅地の特例評価減 20% 評価) と建物 20百万円 (2世帯住宅・固定資産税評価額)
 会社に賃貸している土地・倉庫 (賃貸用・固定資産税評価額 × 70%・貸宅地 80%)
 自社株・会社の純資産額 200百万円として自社株評価し、内 75% の持株所有
 (200百万円 × 75% = 150百万円)

自社株の評価の仕組みについては、次の号で詳細に説明します。

図1 農業法人経営者 M男氏の家族構成と財産額

(3) 相続税概算計算

財産額 300百万円の世代交代コストは、約 11.7% の 35百万円

(1次相続) M男氏の財産額 (課税価格) 300百万円の相続税概算計算

課税価格の合計 300 - (50 + 10 × 3) = 課税遺産額 220

課税遺産額 220 → 妻の相続税 110 × 40% - 17 = 27

→ 子供の相続税 110 × 1/2 = 55 × 30% - 7 = 9.5 × 2人 = 19

相続税の総額 27 + 19 = 46 ÷ 2 = 23

基礎控除 (定額部分 50百万円 + 10百万円 × 相続人数)

調整控除

配偶者の税額軽減 (財産額の 1/2 若しくは 160百万円の多い方)

(2次相続) 夫人の財産額 (M男氏の財産額の 1/2 相続分) 150百万円の相続税概算計算

課税価格の合計 150 - (50 + 10 × 2) = 課税遺産額 80

課税遺産額 80 × 1/2 = 1人あたり相続税 40 × 20% - 2 = 6 × 2人 = 相続税 2人分 12百万円

(4) まとめ

1次・2次相続税のトータルコスト (世代交代時) は 23 + 12 = 35百万円であり、会社から退職手取金 30百万円支給されれば現在現預金 20百万円と合わせて 35百万円納税資金を充足する事になりますが、次の事業承継問題と対策が必要になります。

2. 事業承継対策の目的と問題点・遺言の重要性

(1) 事業承継対策の目的

経営者自身の老後の生活介護資金及び夫人の相続後の生活介護資金が確保されている事

後継者が自社株・会社に対する関与財産を集中して相続し、経営を安心して継続出来るように納税資金が確保されている事
遺産争い防止の為、後継者以外の子供への財産分与が配慮されている事

(2) 事業承継問題

経営者の財産は、財産額が大きいのに比べ現預金比率が小さく、殆ど自宅と自社株・会社に対する関与財産であり売却不可能で分割出来ない且つ、後継者に集中して相続させなければならない財産なのです。

(3) 遺言の重要性

経営者は、遺言書を作成する事で後継者に自社株や会社への関与財産を集中して相続する事ができ且つ、遺産争いが生じる基になる遺産分割協議が不要になるのです。事業承継上「法定相続」から「遺言による相続」にする遺言書を作成しておく事は、極めて重要なのです(遺言は法定相続に優先する)

(4) 遺言の趣旨と夫妻各々遺言を書く事

後継者に自社株・関与財産を出来る限り集中して相続させる事

夫人には、老後の生活資金確保と自宅を含め配偶者の税額軽減を活用する為財産の1/2を相続させるが、最終的には自社株・会社の関与財産は後継者へ集中して相続させるように夫人も遺言書を書いておく事

夫人の老後の介護・看護してくれる人への配慮しておく事

後継者以外の子供は、現預金の財産分与を配慮し不満の残らないようにしておく事

(5) 遺言の種類と作成方法

遺言書には、本文と日付及び氏名を自筆で書き捺印して作る自筆証書遺言と公証役場で公証人に作成してもらい署名捺印する公正証書遺言がありますが、文書内容に間違いなく相続手続きが出来、公証役場で原本保管され、安全な公正証書遺言の作成をお勧めします。なお遺言はいつでも取消し又は、書直しが出来ます。

(6) 遺言がない場合

遺産分割協議による相続手続きとなりますが、後継者以外の子供から主張されると法定相続に対応した遺産の分割をしなければならない事になります。

(7) 遺言がある場合でも遺留分の対応が必要

遺言書があっても、後継者以外の子供から相続開始して 年以内に後継者に遺留分(法定相続分の1/2)減殺請求があれば遺留分相当の財産を分割しなければなりません。遺言の力だけを過信せずに後継者以外の子供とよく話し合っておく事が重要です

遺産分割争いを防止する為には、後継者以外の子供に生前贈与して遺留分放棄について家庭裁判所の許可を得ておくのも、一つの方法と思われます。

経営者は、財産を残すだけでは駄目なのです。相続後のことをきちんと考えて遺言書を書き事業承継リスクをなくして置く事は経営者の義務だと思います。

法人協会ニュース

第24回運営委員会が開催されました
去る9月21日、東京にて運営委員会(全国都道府県会長等の会議)が開催されました。

本会では、委員会などの組織を再構築することとし、新しく編成された委員会や部会に各運営委員が分かれて、それぞれのテーマに沿って活発な議論がなされました。

その後の懇談会では、運営委員それぞれの経営や各都道府県の状況などをお話し頂き、夜9時までの長時間にわたる会議となりました。

運営委員会の主な議論ポイントや各委員会・部会の議事については、当協会HPに掲載いたします。

アグリビジネス経営塾 第339号

本紙に関するお問合せは下記までお願いします。
社団法人日本農業法人協会

(HP <http://www.hojn.or.jp/>)

TEL:03- 5156- 0365/ FAX:03- 5156- 0366

MAIL: juku@hojn.or.jp

© (社)日本農業法人協会 2007

本紙掲載記事の無断転載を禁じます。